

梅雨前線による防災情報(第3報:終報)

新庄河川事務所では、7月3日(月)18時00分、災害対策支部(警戒体制:砂防)を設置し、警戒にあたっておりましたが、管内の砂防施設等の点検の結果、異常が認められないこと、また、今後まとまった降雨が予想されないことから、7月5日14時00分に災害対策支部(警戒体制・砂防)を解除しました。

1. 新庄河川事務所の体制

- 7月3日(月)11時30分 災害対策支部(注意体制・砂防)設置
- 7月3日(月)18時00分 災害対策支部(警戒体制・砂防)設置
- 7月5日(水)14時00分 災害対策支部(警戒体制・砂防)解除

※災害対策支部(砂防)設置基準

- 注意体制:連続雨量 80mmに達し土砂災害のおそれがある場合
- 警戒体制:連続雨量 120mmに達し土砂災害のおそれがある場合
時間雨量 40mmに達し土砂災害のおそれがある場合

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所
山形県新庄市小田島町5-55
TEL:0233-22-0262 (調査課直通)

副所長(砂防) しぎはら 嶋原 よしたか 吉隆 (内線205)

調査課長 くぼた 窪田 としかず 敏一 (内線351)